

1 検査率分類表

事業 主体別	区 分	総 額		机 上		実 査		比 率				
		箇所数 (A)	金 額 (B)	箇所数 (C)	金 額 (D)	箇所数 (E)	金 額 (F)	C/A	D/B	E/A	F/B	
都道府県	被害報告	(5)	(530,613)									
		4,641	118,079,636									
	申請 (M)	(5)	(530,613)			(5)	(530,613)			(100.0)	(100.0)	
		4,590	98,800,521	760	3,941,075	3,830	94,859,446	16.6	4.0	83.4	96.0	
	決定 (N)	(5)	(517,032)			(5)	(517,032)			(100.0)	(100.0)	
	4,585	92,126,257	753	3,760,275	3,832	88,365,982	16.4	4.1	83.6	95.9		
	比率 (N/M)	(100.0)	(97.4)			(100.0)	(97.4)					
		99.9	93.2	99.1	95.4	100.1	93.2					
市町村	被害報告											
		4,375	52,271,351									
	申請 (M)			1,834	5,560,934	2,515	31,541,491	42.2	15.0	57.8	85.0	
		4,349	37,102,425									
決定 (N)			1,834	5,359,410	2,511	30,135,381	42.2	15.1	57.8	84.9		
	4,345	35,494,791										
	比率 (N/M)	99.9	95.7	100.0	96.4	99.8	95.5					
計	被害報告	(5)	(530,613)									
		9,016	170,350,987									
	申請 (M)	(5)	(530,613)			(5)	(530,613)			(100.0)	(100.0)	
		8,939	135,902,946	2,594	9,502,009	6,345	126,400,937	29.0	7.0	71.0	93.0	
	決定 (N)	(5)	(517,032)			(5)	(517,032)			(100.0)	(100.0)	
	8,930	127,621,048	2,587	9,119,685	6,343	118,501,363	29.0	7.1	71.0	92.9		
	比率 (N/M)	(100.0)	(97.4)			(100.0)	(97.4)					
		99.9	93.9	99.7	96.0	100.0	93.8					

- (注) 1、被害報告額は施行令第5条による報告額である。  
 2、申請額及び決定額は、内未成額を控除した金額である(以下関係各表について同じ)。なお、決定額は、国庫負担率算定の基礎となったものである。  
 3、「実査」とは、査定の際、直接被害現場を調査して決定したものであり、「机上」とは遠隔地等で直接現場を調査できないため、机上で資料により決定したものである。  
 4、上段( )書きは、管理組合分で外書である。